

いじめ防止対策に係る今後の取組について

(取組主体 ●教育委員会、○学校)

答申における提言（諮問事項4）	今後の取組
<p>ア 教員と児童生徒との信頼関係の構築</p> <p>信頼関係は教育活動全体を通じて培われていくものであり、学校と教育委員会が一体となっていじめ対策に取り組む。</p> <p>個々の教員は、いじめの兆候を見逃さない鋭い感性と人権感覚を身に付ける。</p> <p>学校は、取組のあらゆる場面において「いじめは重大な人権侵害であり、絶対に許さない」ということを繰り返し発信し、児童生徒、保護者及び地域から信頼される学校づくりを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校が安心して生活できる場となるよう、日々の教育活動を通じ、教職員と児童生徒、児童生徒同士の信頼関係構築に努める。【継続】 ● 全校の生徒指導主事を対象に、学校としてのいじめの積極的な認知に係る集中研修を実施する。【継続】 ○ 校内研修等を通じて、教員の感性・人権感覚等を高める。【継続】 ○ 「いじめ問題への取組に係る考え方」等について、学校だよりや生徒指導通信、ホームページで確実に発信するとともに、保護者会等での周知の機会を充実する。【拡充】
<p>イ いじめの未然防止と早期発見及び適切な対応</p> <p>(7) いじめの未然防止（支持的風土の醸成された学級づくり）</p> <p>学校は、道徳を含む各教科の授業、児童生徒主体の児童会・生徒会活動を通じて、全ての児童生徒が互いの多様性を理解し、互いを尊重する人権意識の向上を図り、「一人ひとりの児童生徒にとって存在感を実感でき、安心して過ごすことのできる」支持的風土の醸成された学級づくりを進める。</p> <p>(4) いじめの早期発見及び適切な対応</p> <p>学校及び教育委員会は、「いじめのアンケートの工夫」、「相談しやすい教育相談の実施」、「SNS相談窓口なども含む多様な相談環境の整備、児童生徒自身がそれらを活用する力の育成」、「いじめへの組織的かつ適切な対応に係る教員の役割や組織運営の在り方の検討」などに取り組む。</p> <p>教育委員会は、基礎的な指導資料や要点を簡潔にまとめたリーフレットで具体的に示すとともに、好ましい実践事例等を各学校に普及・啓発する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童生徒間の良好な人間関係を構築するため、「子どもの人間関係づくり推進プログラム」（いじめ・不登校等予防的生徒指導）に基づき、道徳を含む各教科において、ペアやグループの形態を取り入れた協同学習や、ライフスキル教育（コミュニケーションスキル、相手に配慮した自己主張のスキルなどを習得）を実施する。【継続】 ○ 児童生徒に思いやりの心や善悪を判断して行動する力を育むため、外部講師による道徳の授業を公開し、「みんなで語ろう！心の参観日」の取組を行う。【継続】 ○ 学校全体の支持的風土を醸成するため、「楽しい学校づくり週間」「いじめ防止の標語募集」など、児童生徒の主体的な取組を促進する。【継続】 ● 後述の「教育相談・支援主任」（ウ参照）を対象とした集中研修において、協同学習、ライフスキル教育について詳細な研修を行う（エ参照）。【新規】 ○ 校内研修等を通じて、協同学習やライフスキル教育についての教員の理解を深める。【拡充】 ○ いじめや不登校の予兆を早期に発見して適切に対応するため、「いじめ・不登校等への早期支援プログラム」（いじめ・不登校等予防的生徒指導）に基づき、個々の児童生徒の状況に応じたチームによる支援・指導を行うとともに、「スクールカウンセラー（心理の専門家）による被害児童生徒のケアや教職員への助言」、「スクールソーシャルワーカー（福祉の専門家）による問題を抱える児童生徒・保護者への支援」などを行う。【継続】 ○ 被害児童生徒だけでなく、加害児童生徒やいじめの場面を見聞きした児童生徒も回答しやすいよう、質問の仕方や内容、記名無記名の選択、提出方法などについて工夫されたアンケートを実施する。【拡充】 ● いじめに係る相談環境の充実を図るため、SNS相談窓口の設置について、引き続き検討する。【継続】 ● 教員向けの分かりやすいいじめの指導資料（※）を作成し、教員への意識啓発を推進する。【新規】 ※ 指導資料の主な内容は、「いじめとは」、「いじめの未然防止、早期発見に係る取組」、「いじめ（疑いを含む）を発見したときの取組」などとする。 ● いじめの積極的な認知、教職員間の情報共有、学校全体での組織的な対応、被害児童生徒の安全確保、加害児童生徒への適切な指導等に係る教員研修の充実を進める（エ参照）。【拡充】 ○ 的確な実態把握と児童生徒理解のため、「アセス（学校環境適応感尺度）」等を活用し、児童生徒や学級集団のアセスメントを定期的に行う。【継続】 ● 教育相談・支援主任を対象とした集中研修において、「アセス（学校環境適応感尺度）」について詳細な研修を行う（エ参照）。【新規】
<p>ウ 校内組織体制の構築</p> <p>学校は、生徒指導主事とは別に教育相談担当教員を校内組織に位置付け、次のとおり役割分担と連携を行うことにより、校内組織体制の充実を図る。</p> <p>(7) 生徒指導主事は、被害側の思いを尊重した対応と加害側への効果的な指導を組織的に行うに当たって、中心的な役割を果たすと同時に、「学校いじめ防止委員会」を中心とする実効的な校内組織や、管理職等からの指示・伝達や職員間の情報共有を確実に行うシステムを構築する。</p> <p>(4) 教育相談担当教員は、支持的風土の醸成された学級づくりによる未然防止の取組を学校全体で進める中心的な役割を果たすと同時に、心理・福祉等の専門家と連携した計画的・組織的な教育相談や児童生徒の実態に応じた随時の教育相談を実施する。</p> <p>(7) 生徒指導主事・教育相談担当教員は連携し、いじめの積極的認知を徹底することによる早期発見と、いじめにつながる可能性がある行為も含めて適切な対応を行うとともに、的確な実態把握及び情報共有、保護者・関係機関との連携、小・中学校9年間の切れ目のない支援を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 生徒指導集中対策指定校、生徒指導実践指定校等においては、教員の加配により生徒指導主事を専任化する。また、専任化されない学校のうち一部の学校には、生徒指導主事の負担を軽減するため、生徒指導主事の授業を一部代行する非常勤講師を配置する。【継続】 ● 学校の教育相談（児童生徒の悩みを聞いて解決のための支援をする）の機能を強化するため、平成31年度から、全ての小・中・高等学校等において「教育相談・支援主任」を校内組織に位置付ける。 このうち、数校のモデル校では、教員の加配により「教育相談・支援主任」を専任化し、いじめ対策のノウハウを蓄積し、その成果を全校に広めていく。また、その他の学校においては、働き方改革と併行して校務分掌を見直すことなどにより取組を進め、今後、モデル校での成果も活用しながら取組の充実を図る。【新規】 ● スクールカウンセラーが「学校いじめ防止委員会」に参加することができるよう、措置時間を拡充するとともに、スクールソーシャルワーカーに対する的確な指導・助言ができるよう、スーパーバイザーを教育委員会事務局に配置する。【拡充】 ○ 「学校いじめ防止委員会」や個別のケース検討会議において、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携により、専門性を踏まえた的確なアセスメントや効果的な支援・指導の実現に向けた検討を行う。【継続】 ● 要請のあった学校に生徒指導支援員（県警OB等）を派遣し、児童生徒の問題行動への対応、警察連携の支援を行う。【継続】 ● 各学校に「ふれあいひろば」を設置し、「ふれあいひろば推進員」と連携していじめ被害児童生徒の保護活動及び相談活動を行う。【継続】 ● 小・中学校5校に配置している「いじめ対策推進教諭」（退職校長）が、担当する

答申における提言（諮問事項４）	今後の取組
<p>教育委員会は、小・中学校９年間の切れ目のない支援の実現に当たり、各学校における個々の児童生徒に係る情報の適切な管理の在り方、進級・進学時の引継ぎの場の設定や引継ぎの方法、引き継ぐべき情報などを具体的に示した本市の指針を示す。</p> <p>特に、小学校から中学校への進学時においては、確実な引継ぎを徹底するとともに、教育委員会として、次のことに取り組み、把握した状況を踏まえ、各学校へ適切な指導・助言を行い、小・中学校９年間の切れ目のない支援の実現を図る。</p> <p>(イ) 学校の取組状況の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「個別の指導計画」等の作成が必要な児童生徒の指導計画の把握 ・ 計画に基づいた指導・支援の取組状況の把握 など <p>(ロ) 進級・進学後の引継ぎ及び適応の状況の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 進級後の「個別の指導計画」等の更新状況の把握 ・ 進学後の、当該生徒の現況（進学先の学校の取組状況を含む。）の把握 など <p>また、学校は、当該計画等が保護者にとっても進路選択に当たって非常に重要な情報であることを踏まえ、随時、保護者に説明し、理解と合意を得る。</p> <p>なお、教育委員会は、小・中学校９年間に限定した取組だけでなく、小学校入学前に在籍していた施設（保育園、幼稚園、認定こども園など）との連携や、中学校卒業後の高等学校との連携についても具体的に検討することが望まれる。</p>	<p>各学校に対して、いじめ防止等のための取組に係る実態把握と指導・助言を行う。</p> <p>【継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 個々の児童生徒に係る情報について、関係資料の保存方法や保存期間など適切な管理の在り方、進級・進学時の引継ぎの時期や回数の設定、小学校在籍時の実態や支援状況や中学校での必要な支援などをどのような資料に基づいて引き継ぐのかなど、具体的に本市の指針を作成し、学校に示す。【新規】 ● 各小・中学校における、生徒指導上課題のある児童生徒や特別な教育上の支援を必要とする児童生徒に係る「個別の指導計画」等の作成状況（保護者との合意形成の状況も含む。）や、当該計画に基づく指導・支援の取組状況について把握し、状況に応じた指導・助言を行う。【新規】 ● 各小・中学校で作成された「個別の指導計画」等の進級後の更新状況、進学後の生徒の様子、進学先の学校の取組状況について把握し、状況に応じた指導・助言を行う。【新規】 ● 小・中学校９年間の切れ目のない支援を実現するための取組を踏まえ、今後の保幼小連携や中高連携の在り方について検討する。【新規】
<p>エ 教員の資質能力の向上に係る研修の充実</p> <p>教育委員会は、校内組織体制の中心となる生徒指導主事及び教育相談担当教員に対し、教育センター等において、集中的かつ具体的な研修を実施する。</p> <p>また、教育委員会は、研修参加者が学んだ内容を学校に持ち帰って広め、他の教員の資質能力の向上に資するため、校内研修で使うことができる研修資料を提供したり、指導的な立場で校内研修をどのように計画・実施したかについて全体で共有する場を設定したりするなど、事後的な支援を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 小・中学校の生徒指導体制の充実を図るため、生徒指導主事を対象とした集中研修を実施する。【継続】 ● 小・中学校の生徒指導体制の充実を図るため、教育相談・支援主任を対象とした次のような集中研修を実施する。【新規】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校としての組織的な未然防止、早期発見、適切な対応について理論的に理解させる研修 ・ 「アセス（学校環境適応感尺度）」についての基礎的な知識を習得させるとともに、その実施と分析・活用について、演習を通して理解させる研修 ・ ライフスキル教育の計画と実施について、ロールプレイを取り入れた学習などの実践例を通して理解させる研修 ・ 児童生徒間の良好な人間関係の構築に繋がる協同学習について理論的に理解させるとともに、その手法について演習を通して体験的に習得させる研修 ・ 教育相談の意義について、理論的に理解させる研修 ・ 教育相談体制の構築について、具体的な取組事例を通して理解させる研修 ・ アンケートの内容や方法の工夫、教育相談の実際について、理論的に理解させる研修 ・ 理論研修や「チーム学校」の具体的な取組事例を通して、連携の必要性や方法等について交流させ、次年度の計画について検討させる研修 ● 生徒指導主事や教育相談・支援主任が集中研修で学んだ理論や技法等をもとに、各学校において事例研究や演習を取り入れた校内研修を計画的に実施するよう、具体的な実践例や研修資料を示すことなどにより、指導を行う。また、その取組状況を適宜把握する。【拡充】
<p>オ 地域との連携の推進</p> <p>学校は、地域との連携の強化を図るため、ホームページや学校行事の公開など「地域への情報発信」や、学校協力者会議での学校の現状と課題の共有、課題解決に向けた協議など「地域と連携した教育活動」を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ ホームページや学校行事の公開など、地域への情報発信を行う。【継続】 ○ PTA代表・自治会代表等で構成される学校協力者会議において、いじめの防止等のための取組を含む学校教育活動について報告・協議を行うとともに、学校経営計画に基づいて学校評価（学校関係者評価）を実施し、地域と連携した取組を進めていく。【継続】 ● まちぐるみ「教育の絆」プロジェクトとして、学校協力者会議にコーディネーターを配置して、地域による放課後の学習支援を含めた教育支援活動や学校による地域貢献活動を行うことにより、学校と地域との連携を更に推進する。【拡充】
<p>カ 教員が児童生徒と向き合える時間の確保</p> <p>教育委員会は、いじめ対策について教員の果たすべき役割が質的にも量的にもこれまで以上に増大することを踏まえ、例えば部活動指導員の配置、留守番電話の設置、授業準備に係る事務作業をサポートするスタッフの配置、ICT機器の配備等の学校における様々な「働き方改革」の取組を推進する。</p> <p>また、教育以外の専門性が求められる「学校における法律問題」、「各種要望への対処」等のため、学校における法律の専門家の活用を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成３０年１２月に策定した「広島市の学校における働き方改革推進プラン」（2018年度～2022年度）について、実効的かつ具体的な取組内容を検討し、学校に示しながら、実施可能なものから直ちに取り組む。【新規】
<p>キ その他</p> <p>答申を踏まえ、市としてのいじめ防止の根幹となるべき基本方針の見直しを行う。審議会は答申を踏まえて実施される取組を定期的に検証し、教育委員会は検証結果を踏まえて当該取組の見直しを図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成３０年度末を目途に、答申を踏まえて「広島市いじめ防止等のための基本方針」の見直しを行い、学校現場が直ちに実践できる具体的な内容を加えるなど、実効性を高める。【拡充】 ● 毎年度、定例で開催される審議会において、各年度の取組状況を報告し、検証してもらう。教育委員会は、その結果を踏まえて、取組の見直しを行う。【新規】